

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月21日

小田原市長 加藤 勝一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

川西第1地区（早川・大窪・片浦※） ※JAかながわ西湘の支店範囲

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月14日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人16経営体（うち認定農業者6経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の利用を促進していくが、困難な場合には、当面利用権の設定を併用していく。

6. 地域農業の将来のあり方

○取組事項

早川：6次産業化、高付加価値化、農地集約、観光農園

大窪：高付加価値化、農地の流動化の促進

片浦：新規就農の促進、観光的農業や施設の展開に向けた検討、定年帰農者等に対する栽培技術の継承